

2019年12月吉日

お客様各位

Low Sulphur Fuel Surcharge(LSS)導入のご案内【REEFER:輸出】

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国際海事機構(IMO)決定の新基準に基づき、低硫黄成分含有の燃料使用が義務付けられ、2020年1月より新基準適用が開始されます。これに伴い、各船社において、燃料費増加を補填するためのチャージ導入が進んでおります。

弊社におきましても、マーケット状況を鑑み、新たに Low Sulphur Fuel Surcharge(LSS)を導入することとなり、下記にてご案内申し上げます。

今後ともより一層のサービスの向上に取り組み、お客様のニーズにお応え出来ますよう努力する所存でございます。引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

項目：Low Sulphur Fuel Surcharge (LSS)

対象貨物：輸出 LCL 貨物 (Reefer)

適用料率： USD3.00/WM (2020年1月)

適用開始日： 2020年1月1日出港船より適用

適用航路：日本発香港向け（香港経由含む）及び基隆向け輸出貨物

対象倉庫：東京支店東京営業所(OLC)搬入貨物

*CO-LOAD 貨物につきましては CO-LOADER の料金に準じます

*FCL 貨物につきましては船社の料金に準じます

以上

お問い合わせ先

東京支店 営業第一部 フォローディング課（輸出） TEL：03-3452-4591